

図1 大阪市(特別区)から都への税金の「上納効果」

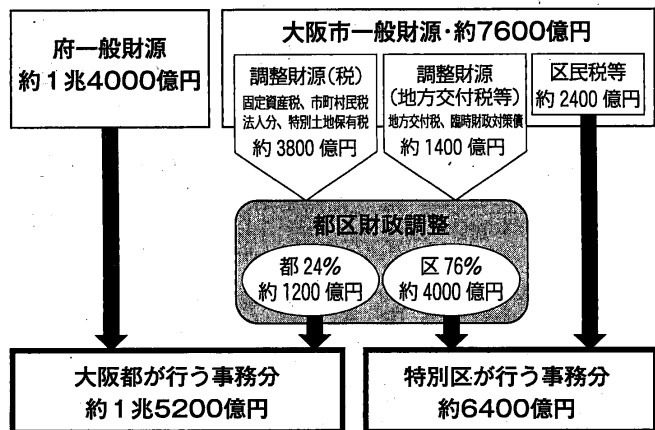
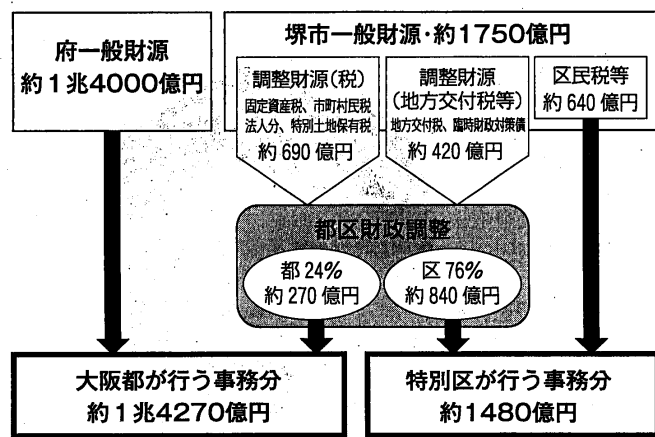


図2 堺市(特別区)から都への税金の「上納効果」



立命館大学の森裕之教授が、大阪府・大阪市・堺市の2011年度決算を基に試算。市町村民税法人分は法人税割のみ。

「大阪都」の財政調整制度

「都」に税金「上納」
特別区に借金押し付けも

大阪市から1200億円・堺市から270億円

森裕之立命館大学教授が試算発表

「シャープ立地への公金支出をただす会」が18日に堺市堺区内で開いた住民訴訟4周年・学習と交流のつどいで、立命館大学の森裕之教授が講演しました。9日公示された「大阪都」構想の制度設計案に盛り込まれた財政調整制度について言及。試算を示しながら、大阪市や堺市から巨額の財源が「都」に吸い上げられる仕組みの問題点を明らかにしました。

4分の1を大阪都に「上納」
制度設計案では、「新たな広域自治体(都)」と「特別区」の相互の税源の偏在を是正する財政調整制度を創設。普通3税(固定資産税・市町村



シャープ立地のための公金支出をただす会の学習と交流のつどいで講演する森立命館大教授=18日、堺市堺区内

また森氏はこの財政調整制度を堺市に当てはめた試算(同年度決算ベース)も紹介(図2)。調整財源は普通3税分と地方交付税分を合わせて約1110億円、配分は「都」に約270億円、特別区に約840億円。「都」への「上納」分は堺市の人件費(約520億円)の半分以上、教育

教育費とほぼ同額の税金を

年度決算ベースを紹介(図1)。森氏の試算では調整財源(計約5200億円)のうち約1200億円が「都」に「上納」されること。特別区に配分されるのは約4千億円、区民税などを合わせても特別区全体で行う事務分は約6400億円といふことになりまし

費(約3800億円)とほぼ同額です。

森氏は、大阪市や堺市が廃止・解体されれば、政令市特有の産業政策や都市整備の権限がなくなる指摘。制度設計案が調整財源の分配率を3年ごとに見直すとしていることから、「都」と特別

森氏は、地方交付税や臨時財政対策債(将来国が地方交付税で措置する地方債)など国の制度で決められた財源配分をさらに自治体間で調整することは、制度そのものの趣旨を逸脱する可能性があるとして指摘。「臨時財政

対策債を財政調整に加えることは、各自治体の自己決定に委ねるべき借金を強制することを意味する。財政自治権の観点から到底受け入れられない」と強調しました。

区の間で事務分拍と財源配分をめぐる超不安定な政治的争いが繰り返されていくと語りました。

予算めぐり血みどろの争い

さらに制度設計案が将来的に特別区間で財政調整する「共同機関」の設置を打ち出していることについて、「共同機関は特別区の間で予算をめぐる血みどろの争いの場になり、各特別区ではこれまで以上の行政改革や予算削減が進められ、予算額の大きい福祉や医療がターゲットになる」と警告しました。